

3 避難所・避難場所の指定

災害から市民の生命を守るうえで、身近なところに安全な避難所・避難場所が確保されていることが極めて重要である。従って、連合自治会を単位とした「防災地区」、基礎的単位である「自治会」ごとに、避難所・避難場所をバランスよく整備するものとする。市では、以下の避難所・避難場所を定める。

(1) 指定避難所及び指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所であり、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設である。指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

本市においては、指定避難所は、指定緊急避難場所を兼ねることとし（以下、文中では単に避難所と記す。）、市が指定・管理を行う。避難所は、学校やまちづくりセンター等を基本とし、避難者の数に応じて開設できるよう整備を図る。

(2) 一時避難場所

一時避難場所は、自治会（自主防災組織）が災害時に危険を一時的に回避する場所又は集団を形成する場所として、自治会内の集会施設や公園、広場等を自治会（自主防災組織）が指定・管理を行う。

(3) 広域避難場所

広域避難場所は、大規模な火災の延長による危険から一時的に避難する場所として、延焼の危険性が少ない広大な面積を確保できる公園等を市が指定する。

(4) 福祉避難所

福祉避難所は、特別な配慮を必要とする要配慮者が福祉施設等へ緊急入所できない場合に備えて収容を行う施設として、福祉避難所の要件を満たし、福祉避難所としての機能を有する市内の社会福祉施設等を市が指定する。指定した福祉避難所については、「災害時要配慮者避難支援計画（全体計画）の資料」を参照する。

県は、福祉避難所を必要とする要配慮者が市域や県域を越える広域避難（広域一時滞在）する場合に備え、広域避難計画に基づき、あらかじめ県内の福祉施設について受入可能人数等を把握し、施設管理者の同意を得ておく等、福祉避難所の広域利用について計画する。

(5) 一時避難所

一時避難所は、市と民間施設が協定を締結し、災害時に市からの要請により危険を一時的に回避する場所として利用できる。

(6) その他の避難所

長浜バイオ大学ドーム（宿泊研修館を除く）は、滋賀県へ市が要請することで避難所として利用することができる。（長浜バイオ大学ドーム避難所利用承諾書(平成 20 年 3 月 25 日に開催された湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会資料)

なお、当該施設は震災時の広域陸上輸送拠点であるため、水害時の利用に限る。